

大和市都市計画審議会条例

平成 12 年 3 月 28 日

条例第 3 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 77 条の 2 第 1 項及び第 3 項の規定に基づき、大和市都市計画審議会の設置、組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第 2 条 市長の附属機関として、大和市都市計画審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 17 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 市議会の議員
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 住民

(任期)

第 4 条 委員の任期は 2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は再任されることができる。

(臨時委員)

第 5 条 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

2 臨時委員は、市長が委嘱する。

3 臨時委員の任期は、当該特別の事項に係る調査審議の期間とする。

(会長)

第 6 条 審議会に会長を置き、第 3 条第 2 項第 1 号の委員のうちから委員の選挙によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 7 条 審議会の会議は、会長が招集し、会長は会議の議長となる。

2 審議会の会議は、委員及び議事に関係のある臨時委員の 2 分の 1 以上の出席がなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委任)

第 8 条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。
(大和市附属機関の設置に関する条例の一部改正)
- 2 大和市附属機関の設置に関する条例(昭和 33 年大和町条例第 9 号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略